

在学生の皆様へ
新型コロナウイルス感染対策に関する留意事項【第20報】

【今回更新する主な変更点】

- ◆県外へ移動した場合や家族が感染拡大地域から自宅に帰省等した場合は、「2週間の自宅待機」の措置
※詳細は、下記の「6.県外への移動について」及び参考資料「県外への移動について」を確認してください。
- ◆サークル活動「自粛」、合宿・遠征・イベント・大会等「中止の検討」の要請
※詳細は、下記の「7.サークル活動、学生の交流等について」を確認してください。
- ◆県内の病院見学「強い自粛」の要請及び学外実習の「原則中止」の措置
※詳細は下記の「8.実習等の実施について」を確認してください。

1. 授業等について

1)	『令和3年度における授業等の実施方針【第1版】R3.2.10理事通知(令和3年度の授業実施方針についてR3.3.30学長・理事通知)』に基づき、実施する。 (学長・理事通知URL) https://www.kagoshima-u.ac.jp/important/kuspecialsiteforcovid19.html ・各科目の具体的な実施方法等については、各授業担当教員及び学務課からの指示に従って受講すること。 ・対面授業を受講の際は、不織布マスクを着用すること。
2)	特に、実習科目等については、各学部等の実情に応じて実施する。 科目担当教員や学務課からの指示に従って受講すること。
3)	◆ハイブリット教育による授業(対面授業・遠隔授業)を実施するが、以下の①～③に該当する者は、対面授業の受講を認めない。(出席停止とする。) ただし、大学に登校せずに自宅等で遠隔授業を受講できる場合は出席を認める。 ①体調不良者(かぜ症状、発熱、味覚・嗅覚異常がある場合) ②海外から入国して2週間が経過していない者 ③自宅待機を要請された者(PCR検査により陽性となった者、濃厚接触者など) 【注】桜ヶ丘地区の病院等実習学生については、「6.県外への移動について」を遵守すること。
4)	授業科目(講義・演習・実験)以外の研究活動については、本学の『研究活動に係る考え方について(最新版)』に基づき、研究分野や研究方法等、各々の状況に応じて、総合的に考慮の上、研究の実施方法や形態等について適切に判断する必要があるため、所属研究分野へ確認すること。

2. 大学の講義室等の使用について

1)	遠隔授業が自宅等で受講できない学生は、指定された講義室を使用する。
2)	医学科の自習室の使用は、現在の遵守事項を継続し、部分的使用を継続する。 チュートリアル室は、当分の間、授業のみの使用とするが、今後の状況次第で使用の再開を検討する。
3)	歯学部自習室及びゼミ室等の利用は、利用心得を遵守し、「講義室等利用要項」とおとりとする。
4)	自宅待機(登校禁止)となっている学生については、大学の講義室等の使用を禁止する。 ※遠隔授業が自宅等で受講できない場合は、科目担当教員や各教務係に相談すること。

3. 健康確認

1)	大学休業中も、毎朝体温を測定し、症状の有無及び県外への移動履歴を健康チェック表に記載(またはmanabaに)入力する。
2)	発熱・咳・咽頭痛がある場合は、大学への登校や外出を控える。左記の症状があり、授業等を欠席した場合は不利益にならないよう代替措置を検討する。
3)	人と近くで接するときは不織布マスクを着用する。不織布マスクがない場合は、布マスクでも構わない。 基本的な感染予防・拡大防止策(手洗い・手指消毒、咳エチケット、外出時のマスク着用等)を徹底する。

4. 症状がみられた場合(体調不良者)

1)	発熱、咽頭痛、咳や呼吸器症状など異常がある場合は、自身が所属する部局の教務担当係に電話またはメールで連絡する。(休日等の窓口業務時間外はメールで連絡) 医歯学総合研究科所属【医歯研大学院係】 TEL:099-275-5120 E-mail: isggdi@kuas.kagoshima-u.ac.jp 医学部医学科所属【医学教務係】 TEL:099-275-5130 E-mail: isggik@kuas.kagoshima-u.ac.jp 医学部保健学科、保健学研究科所属【保健学教務係】 TEL:099-275-6725 E-mail: isgghk@kuas.kufm.kagoshima-u.ac.jp 歯学部所属【歯学教務係】 TEL:099-275-6040 E-mail: isggsk@kuas.kufm.kagoshima-u.ac.jp
2)	軽度の感冒症状だけの場合は、自宅で経過をみてもよいが、必要に応じて近くの医療機関を受診する。その際は、渡航歴・国内移動履歴を申し出る。 国内流行地への訪問歴だけでは、新型コロナウイルスPCR検査の適応にはならない。自己判断でPCR検査を医療機関に無理に依頼することはやめる。
3)	【新型コロナウイルスに関する相談方法の変更】(鹿児島市お知らせ) 新型コロナウイルスとインフルエンザの検査をどちらも受けられるようにかかりつけ医などで相談・診療・検査を行う方法に変更された。発熱等の症状があるときは、まず医療機関へ連絡すること。 ●相談する医療機関に迷うとき・・・「受診・相談センター」TEL:099-216-1517 ●受診相談を除く一般的な問合せ・・・「コロナ相談かごしま」TEL:099-833-3221 (URL) http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hoyobo-kan/kenko/kenko/ryuko/ryuko/pcrsoudan.html
4)	息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合、または比較的軽いかぜ症状が続く場合(4日以上は必ず)は、地域のかかりつけ医などに電話相談を行う。相談する医療機関に迷うときは「受診・相談センター」(TEL:099-216-1517)に電話で相談して、指示に従う。 医療機関を受診し、PCR検査を受検することになった場合やPCR検査※の結果が判明した場合は、必ず学生支援係に連絡する。休日及び時間外の場合は、学生生活課へ報告すること【E-mail: gakuseik@kuas.kagoshima-u.ac.jp 】 ※ドラッグストアやインターネット等を通じ広告・販売されているものを自己判断で使用せず必ず保健所の受診相談センターや医療機関に相談すること。 症状が軽快しても解熱後2日経過するまで、かぜ症状が改善するまで自宅待機し、その後もマスク着用を心がける。

5.新型コロナウイルス感染症患者等との接触【報告必須:直ちに】

1)	確定患者の濃厚接触者として保健所から健康観察下にある方やPCR検査の結果が判明した場合は、学生支援係に連絡する。 ※ドラッグストアやインターネット等を通じ広告・販売されているものを自己判断で使用せず必ず保健所の受診相談センターや医療機関に相談すること。 【学生支援係】TEL:099-275-6727 E-mail:gakusei@m3.kufm.kagoshima-u.ac.jp
2)	PCR検査受検者、新型コロナウイルス感染疑い者、濃厚接触疑い者については、所定の様式により学生支援係に提出する。
3)	上記1)2)に該当する方は、本学の休業期間、休日及び時間外は下記メールへ報告する。 【学生部学生生活課長】TEL:099-285-7330 E-mail:gakuseik@kuas.kagoshima-u.ac.jp
4)	原因不明の肺炎患者と接触した場合も、学生支援係に連絡する。 【学生支援係】TEL:099-275-6727 E-mail:gakusei@m3.kufm.kagoshima-u.ac.jp

6.県外への移動について

1) 海外	海外渡航は「禁止」とする。
2) 国内	<p>◆『新型コロナウイルス感染拡大に関する対応について(通知)第5報(R3.8.6学長通知)』に基づき、下記対応とする。 (学長通知URL)https://www.kagoshima-u.ac.jp/important/kuspecialsiteforcovid19.html ※別添の参考資料「県外への移動について」も確認してください。</p> <p>①県外への不要不急の旅行、帰省等については、強く自粛を要請する。 ※不要不急でない場合も、できる限り自粛するなど、慎重に判断すること。</p> <p>②県外へ移動した際は、帰省後の翌日から2週間を自宅待機(健康観察(毎朝の検温、咽頭痛、咳、だるさ、息苦しさ等の症状の有無)を行うとともに、その間、不要不急の外出を控え、他者との接触を控える)とする。 ※家族が感染拡大地域(level 3【※】)から自宅に帰省等した場合についても、家族が到着した翌日から2週間を自宅待機とする。</p> <p>【※】大学病院感染制御部のホームページ(新型コロナウイルス感染症に対する当院での対策→発生地域(国内))を参照 (URL)http://www.kufm.kagoshima-u.ac.jp/~ict/</p> <p>③県外への移動を必要とする場合は、「県外地域への移動に関する届出書」を自身が所属する部局の教務担当係に提出すること。 ※1.届け出がなく、県外移動の事実が発覚した場合は、状況により、何らかの処分の対象とする事がある。 ※2.臨床実習・臨地実習等の各種実習については、実習先の基準に従って対応する。</p> <p><教務担当係> 医歯学総合研究科所属【医歯研大学院係】 医学部医学科所属【医学教務係】 医学部保健学科、保健学研究科所属【保健学教務係】 歯学部所属【歯学教務係】</p> <p>④その他詳細については、自身が所属する部局の教務担当係からの通知を遵守すること。</p>

7.サークル活動、学生の交流等について

1)	<p>◆サークル活動「自粛」を求める。</p> <p>◆全学方針『4月以降のサークル活動について(第10報)(R3.4.5学長通知)』に基づき、下記対応とする。 (学長通知URL)https://www.kagoshima-u.ac.jp/important/kuspecialsiteforcovid19.html</p> <p>①合宿・遠征・イベント・大会等については、必ず活動日2週間前までに所定の書類を学生部学生生活課に提出し、許可を得ること。 ※すでに許可を得ている場合であっても、学生生活課に可否を再確認してください。(中止を検討してください。)</p> <p>②サークルでのコンパ(飲酒を伴う食事)は、当分の間は「禁止」とする。</p> <p>③コンパ等(懇親会・歓迎会含む)及び学生・友人同士の5人以上の飲食及びカラオケについては、サークルとの関係の有無にかかわらず当分の間は「禁止」とする。</p> <p>④以下の事項1~6を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3つの密(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)の回避 手指の洗浄及び消毒 密閉空間(換気の悪い又は常時換気できない場所)での定期的な換気 マスクの着用が困難な状況、密接場面(スポーツ中や飲食中)では会話を控える。 4のマスク着用が困難な状況・場面以外では必ずマスクを着用する。 ※特に次の場面でのマスク着用を徹底 ・体育系サークルの活動開始前、終了後の打合せ、歓談、準備、清掃、片付け、活動場所への移動中(自転車、車、公共交通機関) ・飲食の際の歓談、帰宅の際の車中等 サークル活動前には必ず体調チェックを行い、体調不良の場合は参加を取りやめ、自己判断せずに主将、顧問教員、相談窓口等に必ず相談する。 <p><サークル活動に付随する場面での感染防止対策> ○サークル活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触をできるだけ避ける観点から、活動終了後は速やかに帰宅する。 ○部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、多人数で利用する際は時間差利用とする。 また、身体的距離の確保及び長時間の会話を避ける。 ○ミーティングを行う場合には、オンラインを積極的に活用する。</p> <p>◆その他、下記事項2)~5)についても要請します。</p>
2)	コンパ等(懇親会・歓迎会含む)は、「禁止」とする。
3)	感染リスクが高まる「5つの場面」(①飲酒を伴う懇親会 ②大人数や長時間に及ぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり)を踏まえ、集団行動(特に飲み会、カラオケ等)の自粛を強く要請します。 大人数・長時間での飲食は控え、外食する場合には、自治体が認証した飲食店をなるべく選んで下さい。また、自宅での大人数の飲食、特に飲酒を伴う飲食は強く自粛を要請するとともに、路上飲みは絶対に行わないでください。
4)	外出については、「感染防止策が徹底できていないなど、クラスター発生のおそれが高い施設」や「3つの密(密閉・密集・密接)のある場」は、徹底的に避ける。
5)	日常生活(アルバイトを含む)については、鹿児島県ホームページ『新しい生活を徹底しましょう』(最新版)に基づき、医療人育成学部の学生として自覚ある行動をとる。 (URL) http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/new-lifestyle.html

8.実習等の実施について

1)	<p>◆学外の臨床実習・臨地実習等の各種実習については、「原則中止」する。 ※実習先の基準に従って参加を認める場合があります。</p> <p>◆鹿児島県の感染拡大状況を考慮し、県内の病院見学についても、しばらくの間強く自粛を求める。(特に離島の医療機関)</p>
----	---

【注】上記内容は、今後の新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により適宜見直す可能性があるため、定期的に、所属学部ホームページで最新の情報を確認すること。
なお、緊急を要する場合は、メール配信にて周知します。